

議会改革推進会議 第1回会議 次第

日時：平成30年6月20日
午後1時～

場所：議事堂第2委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 今年度の議会改革推進会議の進め方について
- (2) 平成30年度議会改革に関する行動計画について
- (3) 平成30年度議会改革に係る検討事項について

3 その他

- ・平成31年度以降の議会改革推進会議における検討事項について

4 閉 会

<資料>

- ・資料1 平成30年度 議会改革推進会議の進め方について（素案）
- ・資料2 平成30年度 富山県議会 議会改革の取り組み
【議会改革に関する行動計画】（案）
- ・資料3 平成30年度議会改革に関する検討事項について

<参考資料>

- ・議会広報誌「こんにちは富山県議会です2018」
- ・富山県議会会議規則（抜粋）
- ・議会改革推進会議設置要綱
- ・議会改革推進会議委員名簿

平成 30 年 6 月 20 日

平成 30 年度 議会改革推進会議の進め方について（素案）

<第 1 回会議>…本日

○開催日 平成 30 年 6 月 20 日（水）

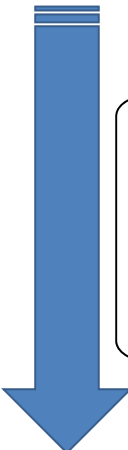
○協議項目

（1）平成 30 年度議会改革に関する行動計画について

（2）平成 30 年度議会改革の取り組みに係る検討事項について

○その他

平成 31 年度以降の議会改革推進会議における検討事項について

- 
- ・事務局に各会派の検討状況を随時聴取・提供させ、各会派間で情報共有しながら、会派内での検討・議論を深化
 - ・検討に必要な調査は、各会派の意向を踏まえ、委員長指示により事務局で実施し、その結果を情報提供

<第 2 回会議>

○開催時期 2 月定例会前を想定

○協議項目

（1）平成 30 年度議会改革の取り組みに係る検討事項について ←
→ 平成 31 年度に実施すべきものと、検討継続すべきものとに整理

（2）平成 31 年度議会改革の取り組みについて

平成 30 年度 富山県議会 議会改革の取り組み
【議会改革に関する行動計画】（案）

平成 30 年 6 月 日

○趣旨

開かれた議会をすすめるため、議会の活動を県民に広く知ってもらい、県政への関心を高め、議会の活性化、透明性の確保に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の施行に伴い、議会改革推進会議を設置し、次のとおり、議会改革に関する行動計画を定め、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報誌の充実

県議会の仕組みや役割について理解を深め、県議会が身近にわかりやすくなるような内容と議会基本条例について説明した広報誌を作成し、県内行政機関、学校、企業などへ配布するほか、内容の充実についても検討する。

(2) ソーシャルメディア利用による情報発信

常任委員会のインターネット中継や、スマートフォンで情報発信できるよう、検討を進める。

3 住民参加の取り組み

(1) 傍聴者等への配慮

質疑がわかりやすくなるよう、県議会ホームページをリニューアルし、障害者の方々にも配慮した内容とする。

(2) 議会報告会の実施、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成

新たに議会報告会の実施や、これまで実施してきた議会傍聴、県議会議員との意見交換に、新たに政策テーマを設定して実施する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会における IT の活用の検討

議事運営における IT の活用を検討する。

(2) 危機管理対応

本会議中に大規模な災害事案等が発生した場合の対応について、参集訓練を行う。

平成 30 年 6 月 20 日
議会改革推進会議

平成 30 年度議会改革に関する検討事項について (議会改革に関する行動計画からの抜粋)

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報誌の充実

県議会の仕組みや役割について理解を深め、県議会が身近にわかりやすくなるような内容と議会基本条例について説明した広報誌を作成し、県内行政機関、学校、企業などへ配布するほか、内容の充実についても検討する。

2 住民との情報共有の推進

(2) ソーシャルメディア利用による情報発信

常任委員会のインターネット中継や、スマートフォンで情報発信できるよう、検討を進める。

3 住民参加の取り組み

(1) 傍聴者等への配慮

質疑がわかりやすくなるよう、県議会ホームページをリニューアルし、障害者の方々にも配慮した内容とする。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会における IT の活用の検討

議事運営における IT の活用を検討する。

議会改革推進会議設置要綱

平成 30 年 4 月 24 日

(設置目的)

第 1 条 議会改革及び議会の活性化を推進するため、富山県議会に、富山県議会基本条例（平成 30 年富山県条例第 51 号）第 14 条に規定する議会改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 会議は、副議長を含めた議員 13 名（以下「委員」という。）で構成する。

2 委員の構成は、副議長のほか、自由民主党 5 名、社民党・無所属 2 名並びに日本共産党、公明党、会派至誠、県民クラブ及び無所属の会各 1 名とする。

3 委員の任期は、議員の任期とする。

4 会議に委員長を置き、委員長は副議長をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

(届出)

第 3 条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

(招集)

第 4 条 会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議の議事は、原則として公開とし、会議録を作成する。

(細則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で決定する。

(その他)

第 8 条 議会運営等に関する検討小委員会は休止し、議会活性化の推進に関する検討は引き続き、会議で行う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

議会改革推進会議委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 山 本 徹

委員 上 田 英 俊

〃 渡 辺 守 人

〃 宮 本 光 明

〃 武 田 慎 一

〃 藤 井 裕 久

〃 菅 沢 裕 明

〃 澤 谷 清

〃 火 爪 弘 子

〃 吉 田 勉

〃 杉 本 正

〃 笠 井 和 広

〃 海 老 克 昌